

令和6年竹田市農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 令和6年7月5日(金) 午後2時00分～午後3時05分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 4番 首藤徳子 5番 秦 志喜男
6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子
10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 次長：中村美智子 管理係長：渡部夕樹

6. 議事

議案第45号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 8件

議案第46号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 11件

議案第47号 農用地利用集積計画の承認について 2件

議案第48号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第51号 非農地証明について 2件

議案第52号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

議案第53号 競売に伴う農地等の買受適格者の承認について 1件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から令和6年竹田市農業委員会第7回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は2番 改木謙士委員、4番 首藤徳子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第12号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。

この案件は議案第47号 農用地利用集積計画の承認について及び49号2番の農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し合意解約するものです。

続いて報告第13号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が13件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第45号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 8件

議案第46号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 11件

議案第47号 農用地利用集積計画の承認について 2件

議案第48号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第51号 非農地証明について 2件

議案第52号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

議案第53号 競売に伴う農地等の買受適格者の承認について 1件

以上35案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第45号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第45号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

2番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

3番と4番の案件は5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

5番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

6番と7番の案件は5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

8番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今議案第45号について担当課から説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第45号についてこれを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第45号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第46号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第46号の農用地利用集積等促進計画案は先程議案第45号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第46号の1番の借り手は〇〇〇〇〇です。

2番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

4番の借り手は〇〇〇〇〇です。

5番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

6 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

7 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

8 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

9 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

10 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

11 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由はいずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今議案第46号について担当課による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第46号についてこれを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第46号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、先に議案第52号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。1の1番の案件について事業担当課の農政課に説明を求めます。

事務局

議案第52号1の1番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市直入町大字長湯字峯刺〇〇〇〇田1筆 面積725平方メートルのうち499平方メートルを一般住宅用地として利用する計画の農地です。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

1の1番の案件について報告します。

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて1の2番の案件について説明を求めます。

農政課

議案第52号1の2番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市直入町大字下田北字天神平〇〇〇〇田1筆 面積506平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

1の2番の案件について報告します。

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今議案第52号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。
本郷委員。

9番 本郷敦子委員

1番は中山間とか関係ないところですか。

農政課

中山間には入っていないと確認しています。

9番 本郷敦子委員

第2種農地ですか。

農政課

第2種農地です。

7番 坂本大蔵委員

1番は725平方メートルのうち499平方メートルを除外して残りは農振地域として残すということですがその理由は何ですか。中山間地にも入っていないし後々宅地を拡大したい時にまた除外を申請しないといけなくなるので全部を除外したほうが良いと思うのですが農政課としてはどういう考え方ですか。本人の意向でしょうか。

農政課

一般住宅への除外は500平方メートルですのでそれに合わせて計画をされたと思います。

7番 坂本大蔵委員

農家の方であれば500平方メートルを超えてもいいと思うのですが。

農政課

この方は農家ではありませんので一般住宅の用地ということです。

議長

他にありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第52号についてこれを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第52号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時30分)

議長

再開します。

(14時30分)

議長

議案第47号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は〇〇〇〇です。11年6か月間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手も〇〇〇〇です。11年6か月間の賃貸借、新規設定です。

労力2人、水稻・野菜中心の農家であり借り受け農地の効率的な利用が見込まれます。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今議案第47号について事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第47号についてこれを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第47号 農用地利用集積計画についてこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第48号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の案件は所有者が規模縮小を希望しており近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため譲受人大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今議案第48号について事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第48号についてこれを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第48号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第49号の1番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字小塚字萱下シ〇〇〇〇ほか1筆 畑2筆 合計面積6,303平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は10,894平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第49号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は4人です。他に外国人実習生が9人います。農機具はトラクター・コンバイン・田植機・耕うん機はありません。その他運搬車6台、管理機2台、消毒機械を1台所有しており野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第49号の2番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字古園字園〇〇〇〇田1筆 面積2,760平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は17,627平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第49号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバインは法人ふるそのへ依頼・田植機1台・管理機1台・手押し草刈り機1台を所有しており稲作・野菜きゅうり中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第49号の3番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字下坂田字下坂田〇〇〇〇畑

1筆 合計面積198平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,368平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第49号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝまゝす。

議長

つゝいて4番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第49号の4番の案件は親子間の贈与です。

譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町馬場字八重牧〇〇〇〇外2筆 畑3筆 合計面積6,886平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は申請地を含め22,399平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第49号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台を所有しており稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝまゝす。

議長

つゝいて5番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第49号の5番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町恵良原字下ノ原〇〇〇〇畑1筆 合計面積2,080平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は61,757平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1 番 山本昭雄委員

議案第49号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター8台所有しており野菜・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思へまゝす。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第49号の6番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字長湯字神田〇〇〇〇外5筆 畑6筆 合計面積7,363平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は申請地を含め7,363平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第49号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・管理機1台・草刈り機2台所有しており稲作・野菜・果樹中心の農家を目指し農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思へまゝす。

議長

只今議案第49号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第49号についてこれを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よつて議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第50号の1番の案件は申請地 竹田市久住町大字有氏字瀬戸口〇〇〇〇面積1,160平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用者は東京で太陽光発電事業を行う業者で所有者と23年間の地上権設定を行い太陽光発電を行う計画です。排水については道路側溝へ流す計画で建設課と協議済みです。工事期間は令和6年7月20日から令和6年9月30日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

議案第50号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第50号の2番の案件は申請地 竹田市久住町大字栢木字東向〇〇〇〇面積2,404平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用者は1番と同じ東京で太陽光発電事業を行う業者で所有者と23年間の地上権設定を行い太陽光発電を行う計画です。排水については自然浸透するほか浸透施設を設置し流出抑制を図る計画で建設課と協議済みです。工事期間は令和6年7月20日から令和6年9月30日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

議案第50号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今議案第50号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。
はい秦委員。

5番 秦志喜男委員

この案件ではないが太陽光発電を設置する最小面積はどのくらいでしょうか。それともう一点、太陽光発電では条件によっては農地として活用することもできるとなっているがそういう方法をとられるのでしょうか。

事務局

最小面積についてはお調べして後日お答えします。営農型太陽光発電施設というものがありますが今回ののは違います。

議長

営農型であれば農地の2割を変更するということです。足場部分が2割であとの8割は営農で牧草とかブルーベリーとかを植えることもあるようです。

議長

他にありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。
議案第50号について許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。
よって議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第51号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第51号の1番の案件は申請者〇〇〇〇保佐人〇〇〇〇が申請地 竹田市大字会々字七里〇〇〇〇外12筆 畑13筆 合計面積458.73平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は所有者の父が昭和55年に亡くなり、その時点で所有者は東京都在住だったため耕作ができなくなり現況は山林・雑種地となっています。顛末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林・雑種地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第51号2番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字白丹字西小路〇〇〇〇田1筆 面積321平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成10年頃より水の確保が困難となり農地としての管理が出来ず現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第51号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第51号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第51号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

議案第53号 競公売に伴う農地等の買受適格者の承認についての説明を事務局に求めます。

事務局

この案件は担保不動産競売事件を行う農地に係る案件です。
まず買受適格証明書についてご説明いたします。農地の競売・公売を行う場合に農地を取得できない者が競売公売に参加することを未然に防止するため買受適格証明書が必要となっています。今回は農地法第3条の審査基準に基づ

き買受適格者として承認すべきかを審査するものです。また、売却が決定した場合は農地法第3条の許可を決定してよい
か併せて審議願います。今回の申請に係る売却期間は令和6年7月29日午前10時から午後3時まで大分地方裁判所竹
田支部にておこなわれます。対象の農地は竹田市久住町大字久住字馬見塚〇〇〇〇田1筆 面積530平方メートルです。
申請者〇〇〇〇の経営規模は1,190平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員が欠席ですので事務局に調査報告をお願いします。

事務局

議案第53号は猪九州男委員の案件ですが本日は欠席です。確認報告書を預かっていますので読み上げて報告します。

申請者の労力は1人です。農機具は耕うん機1台、草刈機、管理機を所有しており野菜中心の農家で農地全部の効率的
な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は
生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今事務局より報告がありましたがご意見、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第53号 競公売に伴う農地等の買受適格者の承認についてご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第53号 競公売に伴う農地等の買受適格者の承認についてはこれを承認し売却が決定した場合は農地法第
3条の許可をすることに決定いたします。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和6年竹田市農業委員会 第7回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時05分)